

防犯灯設置費補助金交付申請における注意事項

- 1 自治会が防犯を目的として自治会内の公衆用道路を照らすＬＥＤ防犯灯に対し、補助金を交付します。防災小屋やゴミ置き場、公会堂などを照らす施設照明は補助対象となりません。
- 2 補助を受けるためには、事前に申請し、補助金の交付決定を得ることが必要です。交付決定前に防犯灯設置工事に着手した場合は、補助対象となりませんので、御注意ください。
- 3 補助対象となるのは、次の場合です。
 - ① 防犯灯がない箇所に新たにＬＥＤ防犯灯を設置する
 - ② 既設の防犯灯が蛍光灯・水銀灯の場合、それをＬＥＤ防犯灯に取り替える
 - ③ 既設のＬＥＤ灯が灯具の不具合により点灯せず修繕不能な場合に、新たなＬＥＤ防犯灯を設置する

※ 防犯灯設備の一部のみを取り替える費用は補助対象となりません。
- 4 同時期に多くの自治会から受理しました申請書類を審査することになるため、申請から交付決定までに時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 5 補助金は先着順ではなく予算の範囲内となります。各自治会から提出された申請額の合計が予算額を上回る場合は、各自治会における過去の交付金額、灯数を考慮して灯数を決定させていただくことがあります。

補助金の詳細につきましては、自治会ハンドブック「防犯灯設置費補助金」のページをご参照ください。

担 当	協働まちづくり課コミュニティ推進室
電 話	４４－３１０７（直通）
E-mail	shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp